

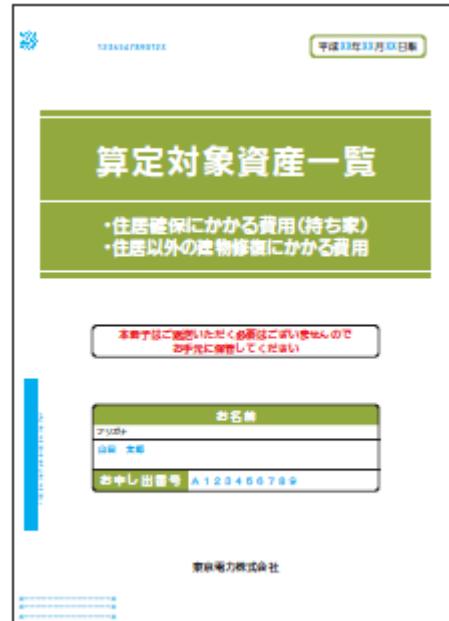
(別冊参考資料2)

賠償上限金額の確認方法と 賠償金の請求手続き

①住居確保にかかる費用の賠償の概要

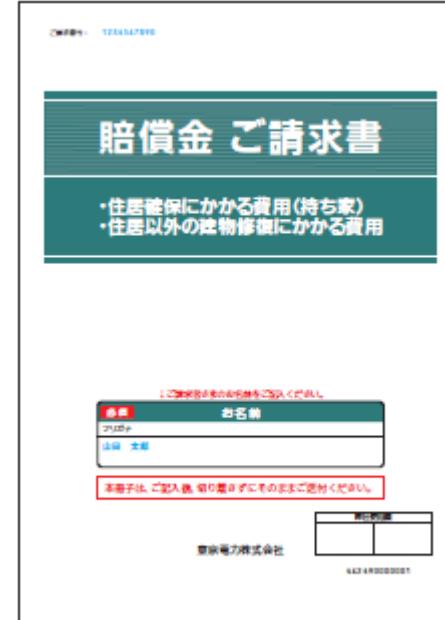
- 住居確保にかかる費用の賠償では、住居の確保にあたって、財物賠償での不足分について追加的にお支払いさせていただきます。
- 財物賠償に合意されていることが前提となるため、**財物賠償に合意された方**に対して、対象となる資産の一覧を記載した書類（**算定対象資産一覧**）をお送りしております。
- 住居確保にかかる費用の賠償では、居住されていたことも要件となるため、**家財賠償の合意により居住所在地を確認させていただいている方**には、算定対象資産一覧に加えて**賠償金ご請求書**もお送りしております。
- 居住所在地を確認できていない方へは、請求書をお送りしておりませんが、算定対象資産一覧に記載されている所在のうち居住所在地を東京電力へご連絡いただければ、ご請求書をお送りいたします。

②送付される書類について



算定対象資産一覧

【返送不要】宅地・建物・借地権の
賠償で合意済みの資産について記載



賠償金 ご請求書

【返送必要】
署名・捺印・必要事項を記入し返送

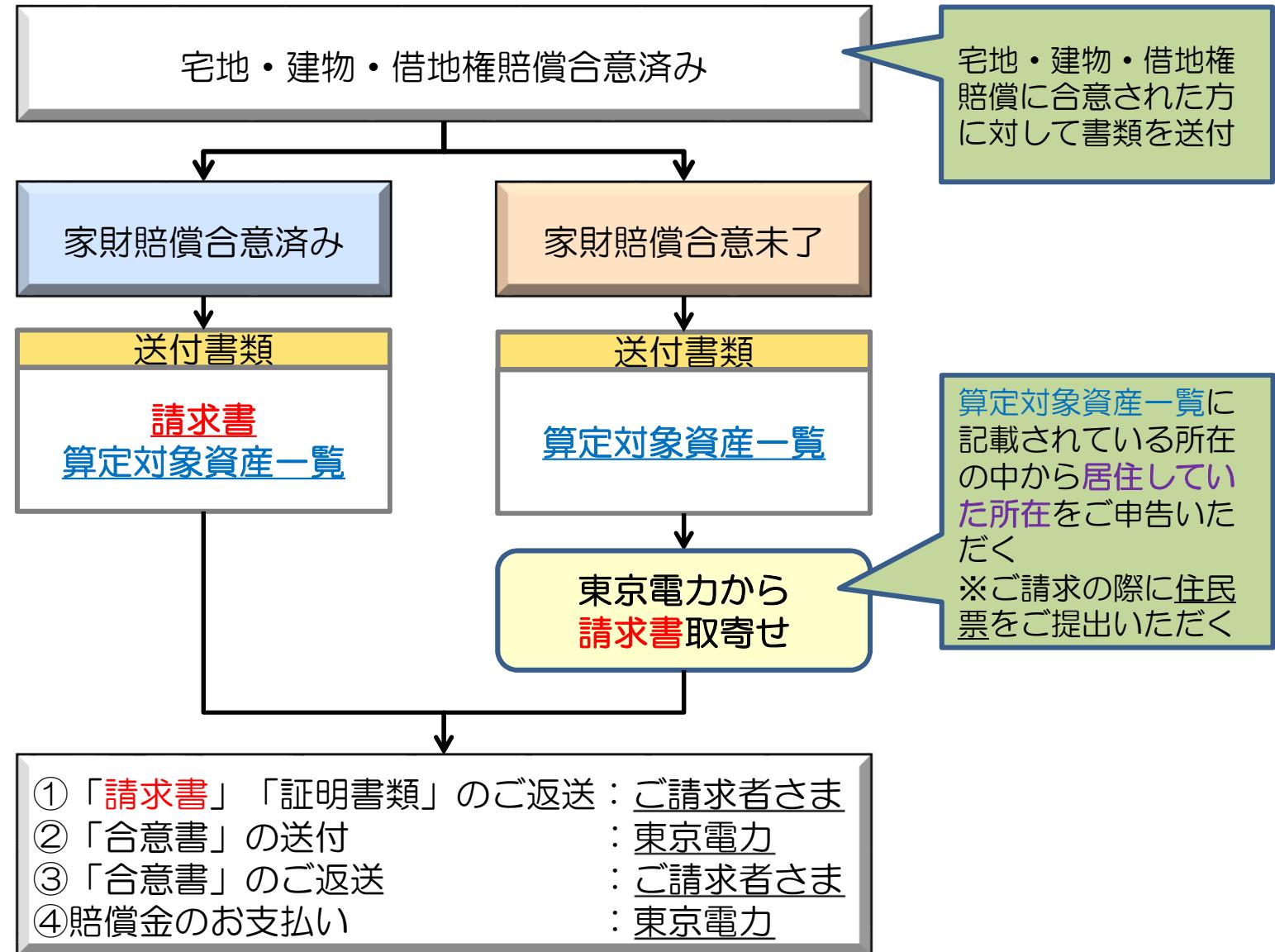
家財賠償済み

算定対象資産一覧・請求書が送付される

家財賠償未了

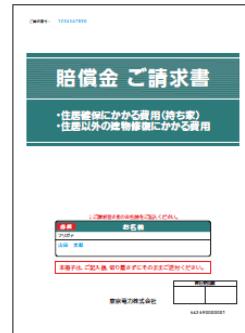
算定対象資産一覧が送付される

③請求手続きの流れ



④-1 賠償上限金額の確認方法

移住を余儀なくされた区域にお住まいだった方で請求書が届いている方

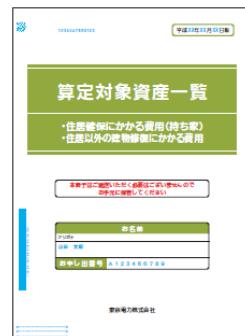


賠償金ご請求書

「賠償金ご請求書」に賠償上限金額を記載しております。

移住を余儀なくされた区域にお住まいだった方で算定対象資産一覧のみが届いている方

移住を余儀なくされた区域以外にお住まいだった方



算定対象資産一覧

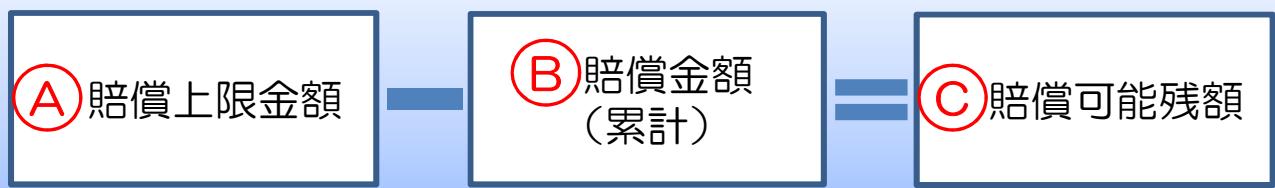
「算定対象資産一覧」に賠償上限金額を記載しております。

④-2 賠償上限金額の確認方法

对象

移住を余儀なくされた区域にお住まいだった方で請求書が届いている方

請求書 P11



請求書P11の下段に賠償上限金額（宅地＋住居）を記載しております。

④-③賠償上限金額の確認方法

対象

移住を余儀なくされた区域にお住まいだった方で算定対象資産一覧のみ届いている方
移住を余儀なくされた区域以外にお住まいだった方

- 算定対象資産一覧には所在ごとの賠償上限金額および合意済み資産一覧を記載しております。
- 居住されていた所在の先頭ページの見開きに住居確保に係る費用の賠償上限金額を記載しております。

算定対象資産一覧 目次

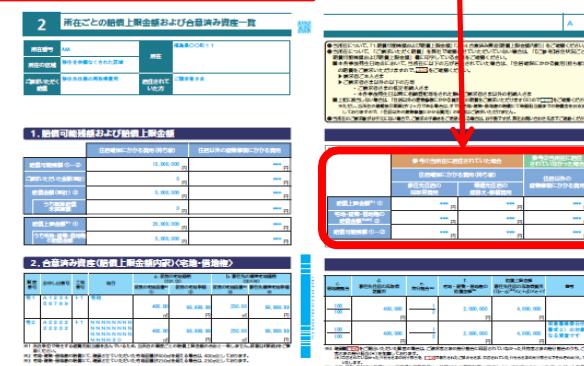
目 次

- 1 所在ごとの賠償上限金額および合意済み資産一覧 解説 …… 1～23
- 2 所在ごとの賠償上限金額および合意済み資産一覧 …… 25～

所在番号	所在	頁
A	福島県A町大字B字C	101 26～31
B	福島県A町大字B字C	102 32～37
C	福島県A町大字B字C	201 38～43
D	福島県A町大字B字C	202 44～49

例) 所在番号Bに居住されていた場合

先頭ページ32の見開きに住居確保に係る費用の賠償上限金額を記載しております。



2 所在ごとの賠償上限金額および合意済み資産一覧	
所在番号	所在
B	福島県A町大字B字C
102	32～37
1. 賠償可能賠償額および賠償上限金額	
賠償可能額	賠償上限額
10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000
2. 合意済み資産(賠償上限額内に含む・宅地・田地地)	
資産	合意済み資産額
宅地	10,000,000
田地	10,000,000
合計	20,000,000

P32

26

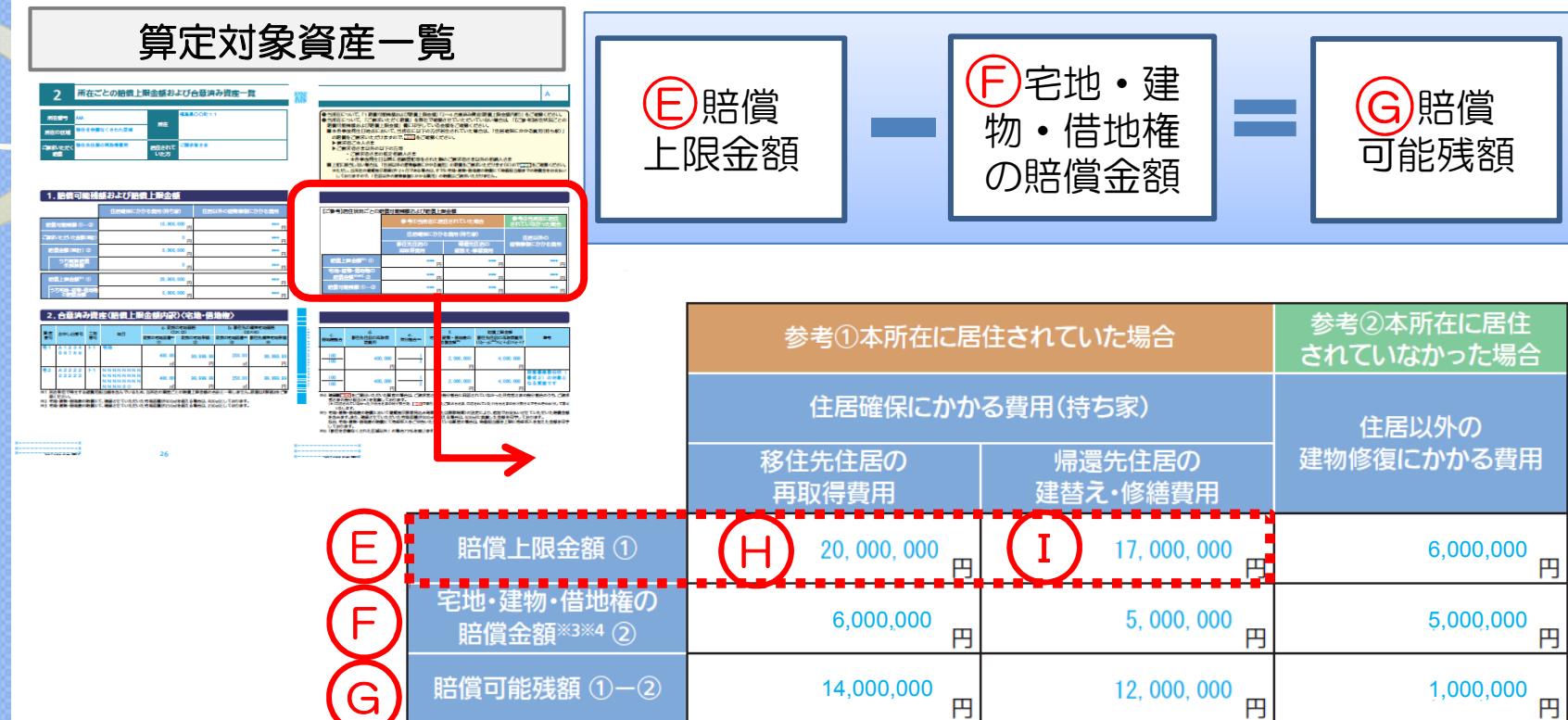
P33

27

⇒ 次ページ以降で詳細

6

④—③賠償上限金額の確認方法



移住を余儀なくされた区域にお住まいだった方で算定対象資産一覧のみ届いている方

→ (H)に賠償上限金額(宅地+住居)を記載しております。

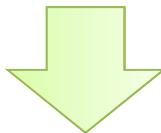
移住を余儀なくされた区域以外にお住まいだった方

→ (H)に移住を選択された場合の賠償上限金額（宅地＋住居）を記載しております。

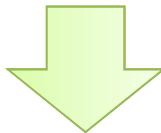
→ ①に帰還を選択された場合の賠償上限金額（住居）を記載しております。

⑤請求書受領後の手続き

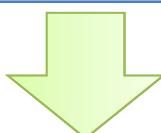
①請求書に居住されていた方（請求者ご本人さまか、それ以外の方か）を選択し記入



②請求書に「帰還」または「移住」を選択し記入
(※移住を余儀なくされた区域の場合は不要)



③添付台紙に金額等を記入のうえ証明書類を添付



④請求書と添付台紙を返送

⑤-1 居住されていた方の記入方法

請求書 P7

① 請求者本人が居住していた場合は①にチェックを入れる

イ ① 1 請求者本人が居住していた

② 2 請求者本人以外が居住していた

所在 a (6ページ) における居住状況

ご請求者さま以外の居住者さまについて、下記にチェック□を入れてください(あらかじめチェック□されている場合は不要です)

(1) 3 請求者の推定相続人が居住していた※2

(2) 4 本件事故発生日以降に相続登記等をした際の請求者以外の相続人が居住していた※2

必要となる書類
ご請求者さまの住民票の写し(原本)※1

居住されていた推定相続人の戸籍謄本※1
同意書(請求者ご本人さま以外の居住に関するご請求用)
(同封の書式1をご記入ください)
居住されていた推定相続人の印鑑登録証明書※1
居住されていた推定相続人の住民票の写し(原本)
または住民票の除票の写し(原本)※1

必要となる書類
居住されていたご請求者さま以外の相続人の戸籍謄本※1
同意書(請求者ご本人さま以外の居住に関するご請求用)
(同封の書式1をご記入ください)
居住されていたご請求者さま以外の相続人の印鑑登録証明書※1
居住されていたご請求者さま以外の相続人の住民票の写し(原本)
または住民票の除票の写し(原本)※1

□ 請求者本人以外が居住していた場合は②にチェックを入れたうえで居住していた方に該当する項目にチェックを入れる

⑤-2 請求する賠償の記入方法

対象

移住を余儀なくされた区域以外にお住まいだった方で帰還を選択される方

請求書 P12

1にチェックを入れたうえで□の該当する項目にチェックを入れる

2 1 本件事故発生日時点において居住されていた所在a(6ページ)への帰還^{※5}とともにう帰還先住居の建替え・修繕費用を請求する

■『解説』13ページをご参照いただき、ご請求に必要となる証明書類をご確認ください。
■『記入例』41~50ページをご参照し『ご提出いただく証明書類 添付台紙』に必要事項をご記入いただき証明書類を添付のうえ、本請求書とあわせてご提出ください。

はじめてご請求いただく場合は、該当する帰還先住居の状況にチェック□を入れてください。

①「帰還先住居の建替え・修繕費用」をご請求いただく場合、該当する帰還先住居の状況にチェック□を入れてください。

1 管理不能にともなう、雨漏り、動物の侵入、カビの増殖等により住居の過半が著しく汚損している
2 管理不能により住居が著しく損傷している
3 管理不能にともなうその他の状況

②帰還先住居の状況を確認できる写真を、本請求書14ページに貼付のうえ、ご提出ください。ご提出が困難な場合は、ご提出いただけない理由のいずれかにチェック□を入れてください。

1 写真を提出
2 写真の提出が困難

以下いずれかの理由にチェック□を入れてください。
3 すでに建替えまたは修繕済み
4 その他

帰還先住居の 建替え・修繕 費用	賠償可能残額①-②	*** 円
	ご請求いただいた金額(累計) ^{※6}	*** 円
	賠償金額(累計) ^{※7 ②}	*** 円
	〈ご参考〉 賠償上限金額 ^{※8 ①}	*** 円

⑤-2 請求する賠償の記入方法

対象

移住を余儀なくされた区域以外にお住まいだった方で移住を選択される方

請求書 P11

①にチェックを入れたうえで②の該当する項目にチェックを入れる

1 ① 本件事故発生日時点において居住されていた所在 a (6ページ) からの移住※1にともなう移住先住居の再取得費用を請求する

■『解説』13ページをご参照いただき、ご請求に必要となる証明書類をご確認ください。
■『記入例』41~50ページをご参照し『ご提出いただく証明書類 添付台紙』に必要事項をご記入いただき証明書類を添付のうえ、本請求書とあわせてご提出ください。

〈所在 a の区域 b (6ページ) が「移住を余儀なくされた区域以外」の場合〉

はじめてご請求いただく場合は、移住されるご事情にチェック□を入れてください。

② 1 営業・就労に関するご事情(帰還しても営業再開や就労の見通しが立たないなど)
2 医療・介護に関するご事情(帰還がご本人や家族の医療・介護に影響を与えるなど)
3 子どもの生活環境に関するご事情(生活環境を変化させることが子どもの心身に影響を与えるなど)
4 その他の合理的なご事情

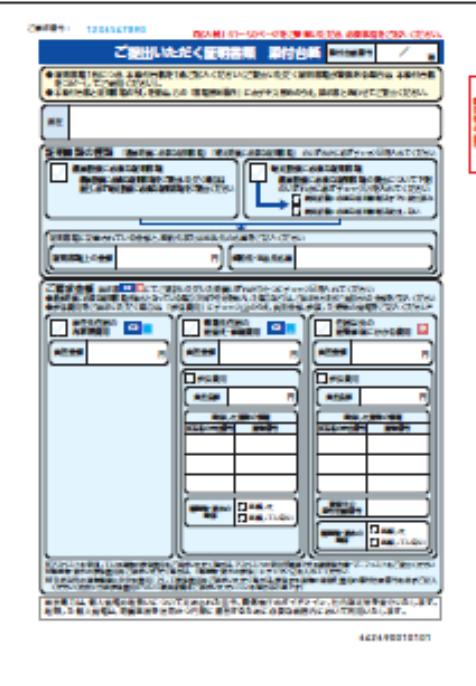
八 移住先住居の 再取得費用	賠償可能残額①-②	*** 円
	ご請求いただいた金額(累計)※2	*** 円
	賠償金額(累計)※3②	*** 円
	〈ご参考〉 賠償上限金額※4①	*** 円

※移住を余儀なくされた区域にお住まいだった方は①のみチェックを入れてください。

⑤-③、⑤-④ 証明書類（領収書等）の提出方法

帰還または移住のいずれかにチェックをした請求書とともに証明書類を添付した添付台紙をご提出ください。

ご提出いただく証明書類 添付台紙



証明書類送付時のご留意点

- 移住・帰還・解体（帰還し建替えにともない解体を実施する場合）にかかる費用について、どの請求を行うかによって記載箇所が異なるため、記入例を参考にご記入ください。
 - 提出する証明書類一通につき添付台紙も一枚ずつ必要となります。
例) 帰還する住居の修繕工事を行った際に修繕箇所ごとに別業者での工事となった場合
 - ①キッチン工事分の領収書（A社）
 - ②浴室工事分の領収書（B社）
- ①につき添付台紙一枚、②につき添付台紙一枚をそれぞれ作成し提出

⑥二回目以降の請求方法

- 住居確保にかかる費用の賠償では、費用が発生するたびに賠償上限金額の範囲内でご請求が可能です。
- 二回目以降のご請求の際は、東京電力へご連絡ください。ご請求書をお送りいたします。
- 二回目以降のご請求書では、それまでにお支払いさせていただいた金額（財物賠償の金額を含む）を差し引いた賠償可能残額を記載しております。

⑦二回目以降に届く請求書における賠償可能残額の確認方法

対象

帰還を選択された方

請求書 P12 下段

帰還先住居の 建替え・修繕 費用	賠償可能残額①-②	12,000,000 円
	ご請求いただいた金額(累計) ^{※6}	8,000,000 円
	賠償金額(累計) ^{※7} ②	8,000,000 円
	〈ご参考〉 賠償上限金額 ^{※8} ①	20,000,000 円

対象

移住を選択された方

請求書 P11 下段

移住先住居の 再取得費用	賠償可能残額①-②	12,000,000 円
	ご請求いただいた金額(累計) ^{※2}	8,000,000 円
	賠償金額(累計) ^{※3} ②	8,000,000 円
	〈ご参考〉 賠償上限金額 ^{※4} ①	20,000,000 円

賠償上限金額からこれまでにお支払いした金額（財物賠償の金額を含む）を差し引いた賠償可能残額を記載しております。

⑧お問い合わせ先

算定対象資産一覧の見方や請求書の記入方法等につきまして、ご不明な点がございましたら、弊社社員がしっかりとご説明、お手伝いをさせていただきますので、下記連絡先までご連絡ください。

東京電力ホールディングス株式会社
福島原子力補償相談室ご相談専用ダイヤル

- 土地・建物・家財に関するご相談：**0120-926-596**
- 上記以外の賠償に関するご相談：**0120-926-404**

受付時間：9:00～19:00（土・日・休祝日は9:00～17:00）